

# ひまわりプラン2024

## 太子町老人福祉計画（第10次）及び 第9期介護保険事業計画

（素案）

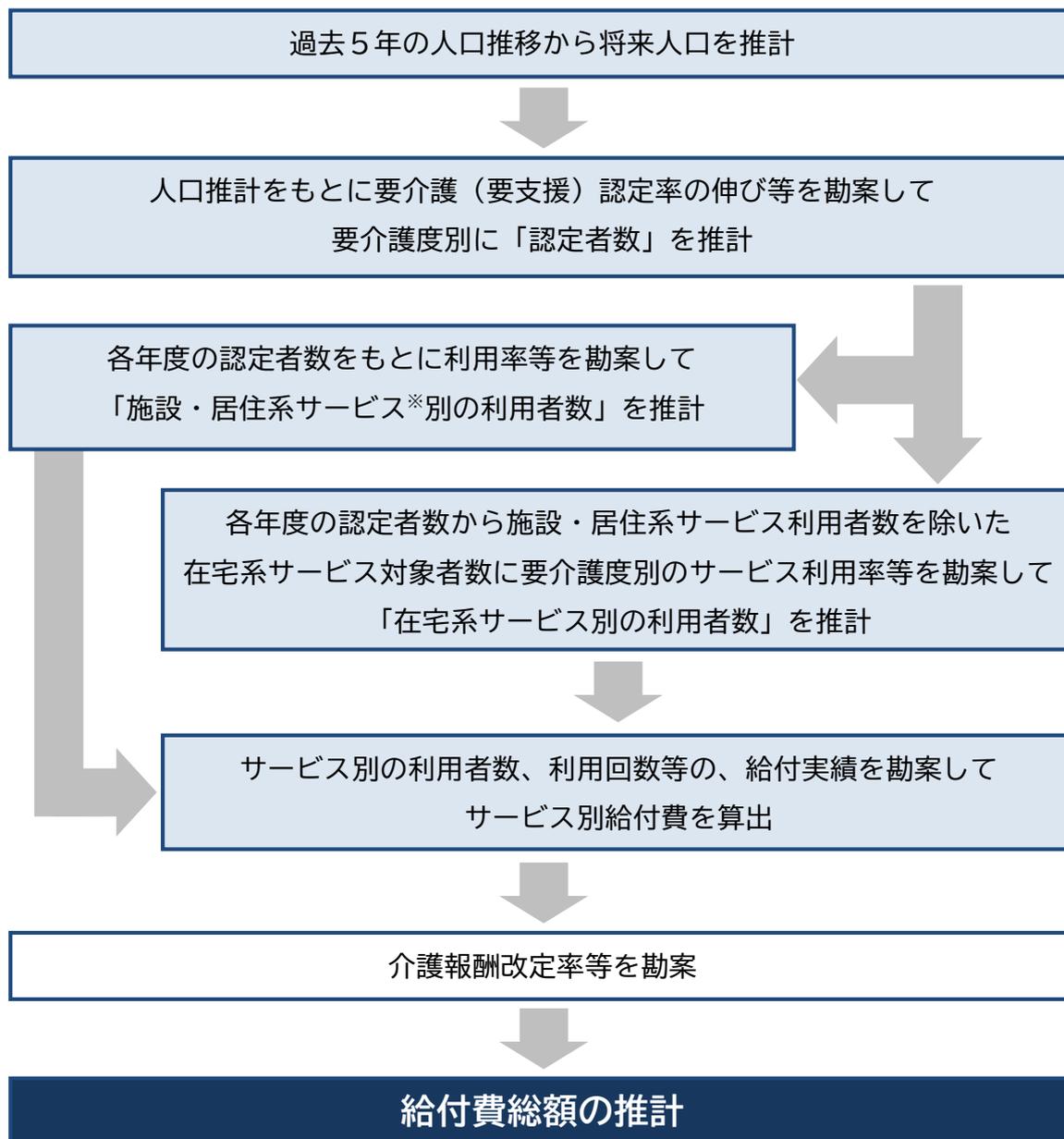
### 第5章 ～ 第6章

## 第5章 介護保険サービスの展開

### 1 介護保険事業費の算定

サービス見込み量は、以下の手順に沿って行います。

#### 【介護保険事業の見込み量のおおまかな推計の流れ】



※ 居住系サービスとは、居宅サービスのうち「特定施設入居者生活介護」、  
地域密着型サービスのうち「認知症対応型共同生活介護」等のサービスです。

※ 上記の推計は、地域包括ケア「見える化」システムを活用して推計しています。

## 2 介護保険サービス等の量の見込み

### (1) 居宅サービス・居宅介護予防サービス

在宅で利用できる介護サービスは、訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等）、通所系サービス（通所介護、短期入所生活介護等）、福祉用具の貸与や購入、住宅改修などがあります。

#### 【居宅サービス・居宅介護予防サービスの概要】

サービス名称	対象	概要
訪問介護	要介護1～5	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除などの日常生活の援助を行います。
訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	要介護1～5 要支援1・2	自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、移動入浴車等が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。
訪問看護 (介護予防訪問看護)	要介護1～5 要支援1・2	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	要介護1～5 要支援1・2	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	要介護1～5 要支援1・2	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが在宅療養中で通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行います。
通所介護	要介護1～5	日中、デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで行います。
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	要介護1～5 要支援1・2	介護老人保健施設や診療所、病院に通い、食事、入浴などの日常生活の支援や生活機能向上のため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを日帰りで行います。
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	要介護1～5 要支援1・2	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設に短期間入所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	要介護1～5 要支援1・2	介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行います。

サービス名称	対象	概要
福祉用具貸与	要介護1～5	日常生活の自立を助ける為の福祉用具の選定について援助及び調整を行い、貸与します。
(介護予防福祉用具貸与)	要支援1・2	
特定福祉用具販売	要介護1～5	福祉用具のうち、入浴や排せつに用いるなど貸与にならない性質の特定福祉用具を購入した場合、申請により費用額の7～9割を支給します。(年間10万円の費用額が上限)
(特定介護予防福祉用具販売)	要支援1・2	
住宅改修	要介護1～5	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った場合、申請により費用額の7～9割を支給します。(20万円の費用額が上限)
(介護予防住宅改修)	要支援1・2	
特定施設入居者生活介護	要介護1～5	介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事などの介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。
(介護予防特定施設入居者生活介護)	要支援1・2	
居宅介護支援	要介護1～5	居宅サービスなどを適切に利用できるように、ケアマネジャー(介護支援専門員)が利用者本人や家族の希望、心身の状況や生活環境などに沿って、ケアプラン(居宅サービス計画)の作成、ケアプランに位置づけたサービス事業所との連絡・調整などを行います。
介護予防支援	要支援1・2	要支援1または要支援2の認定を受けた人が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるように、ケアプラン(介護予防サービス計画)の作成、サービス事業所との連絡・調整などを行います。

【介護給付サービスの見込量】

項目		実績			見込			推計		
		第8期計画			第9期計画			中長期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2030)	(2035)	(2040)
訪問介護	回数	5,711.4	5,999.8	7,400.0	7,844.8	8,126.4	8,504.8	9,273.2	10,280.1	10,113.8
	人数	195	204	223	235	241	249	275	302	295
訪問入浴介護	回数	73	87	73	93.9	93.9	96.9	107.0	113.0	113.0
	人数	14	16	16	24	24	25	27	29	29
訪問看護	回数	2,039.5	2,044.2	2,009.1	2,103.7	2,189.6	2,267.1	2,498.6	2,742.4	2,695.5
	人数	170	168	175	180	187	193	212	233	229
訪問リハビリテーション	回数	85.3	81.0	68.2	90.9	92.8	93.0	113.6	113.6	113.6
	人数	6	6	5	6	6	6	7	7	7
居宅療養管理指導	人数	138	153	173	181	188	194	214	234	230
通所介護	回数	3,380	3,336	3,435	3,674.1	3,773.4	3,894.5	4,340.4	4,720.1	4,651.0
	人数	328	328	331	357	367	379	423	459	451
通所リハビリテーション	回数	703.0	752.8	621.4	774.1	825.5	861.3	963.9	1,033.1	1,024.6
	人数	89	92	83	96	99	102	114	122	121
短期入所生活介護	日数	1,100.4	1,213.3	1,347.6	1,434.6	1,485.1	1,517.1	1,673.8	1,841.8	1,853.5
	人数	81	89	99	104	108	110	122	134	134
短期入所療養介護	日数	33.9	20.1	29.4	21.2	22.2	21.2	18.0	18.0	18.0
	人数	4	3	8	7	7	8	7	6	6
福祉用具貸与	人数	506	542	552	599	618	638	709	774	760
特定福祉用具販売	人数	9	6	7	7	9	12	13	13	13
住宅改修費	人数	6	6	5	10	12	14	16	17	17
特定施設入居者生活介護	人数	32	32	30	30	32	33	38	42	41
居宅介護支援	人数	728	736	731	778	802	828	922	1,003	982

【予防給付サービスの見込量】

項目		実績			見込	推計					
		第8期計画			第9期計画			中長期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	
		(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2030)	(2035)	(2040)	
介護予防訪問入浴介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護予防訪問看護	回数	250.2	310.8	412.0	429.9	443.2	451.6	491.6	503.0	474.4	
	人数	25	31	39	41	44	46	50	51	48	
介護予防訪問リハビリテーション	回数	2.3	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護予防居宅療養管理指導	人数	4	3	4	4	4	4	4	4	4	
介護予防通所リハビリテーション	人数	70	74	93	100	102	106	117	119	112	
介護予防短期入所生活介護	日数	0.0	2.6	5.2	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	
	人数	0	1	1	1	1	1	1	1	1	
介護予防短期入所療養介護	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	人数	144	162	202	205	208	211	234	239	224	
特定介護予防福祉用具販売	人数	2	3	4	4	5	6	6	6	6	
介護予防住宅改修	人数	4	4	3	5	6	7	8	8	7	
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護予防支援	人数	196	215	269	279	284	288	319	327	306	

## (2) 地域密着型サービス

住み慣れた地域と住まいで可能な限り生活を継続できるようにするため、平成18（2006）年度に創設されたサービスです。原則として施設がある市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督を行います。

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担っています。

### 【地域密着型サービスの概要】

サービス名称	対象	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1～5	要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの介護や日常生活上の緊急対応を行います。
夜間対応型訪問介護	要介護1～5	夜間に定期的な巡回又は通報により、利用者の家庭を訪問し、食事・入浴・排せつなどの介護や日常生活上の支援、緊急時の対応などを行います。
地域密着型通所介護	要介護1～5	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで行います。
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	要介護1～5 要支援1・2	通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。
小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	要介護1～5 要支援1・2	通いによるサービスを中心に、利用者の希望などに応じて訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練（リハビリテーション）を行います。
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	要介護1～5 要支援2	認知症の高齢者が共同で生活する住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練（リハビリテーション）を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護1～5	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が、入居している利用者に対して入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練（リハビリテーション）を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護3～5	定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練（リハビリテーション）を行います。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。

【介護給付サービスの見込量】

項目		実績			見込	推計				
		第8期計画			第9期計画			中長期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2030)	(2035)	(2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	23	19	16	21	21	23	29	35	39
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数	951.2	880.4	833.9	980.4	1,024.1	1,073.4	1,197.5	1,283.1	1,234.5
	人数	96	92	86	101	104	107	120	129	126
認知症対応型通所介護	回数	213.6	180.6	335.6	383.4	380.4	386.3	43.1	470.7	457.3
	人数	14	15	23	29	29	30	33	36	35
小規模多機能型居宅介護	人数	23	22	23	23	23	23	27	29	29
認知症対応型共同生活介護	人数	45	45	47	48	50	52	58	63	62
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	20	20	19	20	20	20	22	25	24
看護小規模多機能型居宅介護	人数	3	11	16	24	27	29	34	37	36

【予防給付サービスの見込量】

項目		実績			見込	推計				
		第8期計画			第9期計画			中長期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2030)	(2035)	(2040)
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数	1	1	1	2	2	2	2	2	2
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### (3) 施設サービス

在宅での介護が困難な人などが施設に入所して受けるサービスです。

#### 【施設サービスの概要】

サービス名称	対象	概要
介護老人福祉施設	要介護3～5	入所により、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援が受けられます。
介護老人保健施設	要介護1～5	入所者に対し、家庭への復帰をめざすことを目標に、看護、医学的管理のもと、介護、機能訓練、その他必要な医療、及び食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援が受けられます。
介護医療院	要介護1～5	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

#### 【介護給付サービスの見込量】

項目	年度	実績		見込	推計					
		第8期計画			第9期計画			中長期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
介護老人福祉施設	人数	135	135	131	134	133	134	166	185	183
介護老人保健施設	人数	33	31	24	27	29	31	31	33	32
介護医療院	人数	6	7	4	10	16	22	22	24	22

### 3 介護保険給付費の推計及び保険料の設定

#### (1) 介護保険の総事業費等の見込み

##### ① 予防給付

本計画期間における各サービスの予防給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で3億743万7,000円となります。

##### ■ 予防給付費の推計

（単位：千円）

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	3年間の合計
① 地域密着型以外のサービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	16,451	16,993	17,318	50,762
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	393	394	394	1,181
介護予防通所リハビリテーション	37,658	38,469	39,995	116,122
介護予防短期入所生活介護	468	468	468	1,404
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	17,202	17,467	17,731	52,400
特定介護予防福祉用具購入費	1,456	1,864	2,183	5,503
介護予防住宅改修	6,988	8,341	9,805	25,134
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
② 地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,156	2,159	2,159	6,474
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
③ 介護予防支援	15,873	16,178	16,406	48,457
予防給付費 計	98,645	102,333	106,459	307,437

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## ②介護給付

本計画期間における各サービスの介護給付費見込額は予防給付と同様に推計し、その総額は3年間で74億7,688万4,000円となります

### ■介護給付費の推計

(単位：千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	3年間の合計
① 地域密着型以外のサービス				
訪問介護	270,980	280,955	294,117	846,052
訪問入浴介護	14,258	14,276	14,724	43,258
訪問看護	94,401	98,225	101,544	294,170
訪問リハビリテーション	3,513	3,586	3,594	10,693
居宅療養管理指導	21,971	22,807	23,501	68,279
通所介護	358,428	368,882	381,641	1,108,951
通所リハビリテーション	62,274	66,256	69,268	197,798
短期入所生活介護	148,828	154,399	157,756	460,983
短期入所療養介護	3,395	3,682	3,400	10,477
福祉用具貸与	94,872	97,993	101,405	294,270
特定福祉用具購入費	3,412	4,338	5,856	13,606
住宅改修費	13,576	16,195	18,788	48,559
特定施設入居者生活介護	70,167	74,900	77,390	222,457
② 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	38,494	38,543	42,765	119,802
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	87,830	91,408	95,571	274,809
認知症対応型通所介護	51,261	50,889	51,868	154,018
小規模多機能型居宅介護	56,170	57,920	58,383	172,473
認知症対応型共同生活介護	158,740	165,217	172,006	495,963
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	63,509	63,590	63,590	190,689
看護小規模多機能型居宅介護	60,229	68,226	75,131	203,586
③ 施設サービス				
介護老人福祉施設	436,946	434,245	437,499	1,308,690
介護老人保健施設	88,150	94,860	101,150	284,160
介護医療院	46,768	74,923	103,019	224,710
④ 居宅介護支援	138,245	142,732	147,454	428,431
介護給付費 計	2,386,417	2,489,047	2,601,420	7,476,884

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

### ③標準給付費の算出

標準給付費は、介護給付費と予防給付費の合計である「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付額）」、「高額介護サービス費等給付額（利用者が1か月間に支払った合計額が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付額）」、「高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の年間合計額が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付額）」、および「算定対象審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）」を加えた費用で、下表のとおりとなります。

なお、設定にあたっては、制度改正に伴う負担の見直しによる影響額を推計し、加味するとともに、介護報酬の改定分を加え算定しました。

#### ■標準給付費の見込み

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	
総給付費	2,485,062	2,591,380	2,707,879	7,784,321
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	46,959	48,105	49,277	144,341
特定入所者介護サービス費等給付額	46,247	47,375	48,529	142,152
制度改正に伴う財政影響額	712	730	747	2,189
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	50,923	52,190	53,486	156,599
高額介護サービス費等給付額	49,996	51,240	52,512	153,748
高額介護サービス費等の利用者負担 の見直し等に伴う財政影響額	927	950	973	2,851
高額医療合算介護サービス費等給付額	9,228	9,453	9,683	28,364
算定対象審査支払手数料	2,181	2,234	2,288	6,703
審査支払手数料一件あたり単価(円)	54	54	54	
審査支払手数料支払件数(件)	40,385	41,370	42,378	124,133
標準給付費	2,594,353	2,703,361	2,822,613	8,120,327

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

#### ④地域支援事業費の算出

地域支援事業費については、過去の支出状況と要介護認定者推計等を参考とし、下表のとおり推計しました。

##### ■地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	53,166	53,837	54,698	161,702
一般介護予防事業費	14,315	14,284	14,266	42,865
介護予防・生活支援サービス事業費	36,008	36,699	37,570	110,277
介護予防ケアマネジメント費	2,843	2,854	2,862	8,559
包括的支援事業費・任意事業費	59,474	61,221	63,035	183,731
包括的支援事業費 (地域包括支援センターの運営)	53,770	55,538	57,368	166,676
任意事業費	5,704	5,683	5,668	17,055
包括的支援事業費(社会保障充実分)	17,328	17,284	17,257	51,870
在宅医療・介護連携推進事業費	308	307	306	921
生活支援体制整備事業費	7,444	7,417	7,396	22,257
認知症初期集中支援推進事業費	9,131	9,097	9,073	27,301
認知症地域支援・ケア向上事業費	80	100	120	300
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業費	51	51	51	153
地域ケア会議推進事業費	314	312	312	938
地域支援事業費	129,968	132,343	134,991	397,303

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

#### ⑤介護保険事業費総額の算出

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、下記の通り設定します。

##### ■介護保険事業費の見込み

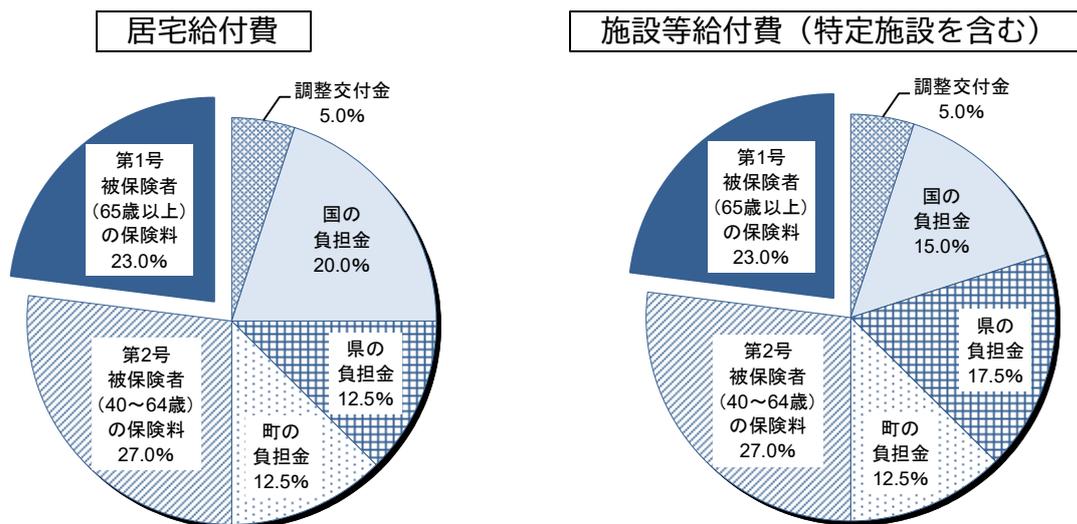
(単位：千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
標準給付費	2,594,353	2,703,361	2,822,613	8,120,327
地域支援事業費	129,968	132,343	134,991	397,303
総事業費	2,724,321	2,835,704	2,957,604	8,517,630

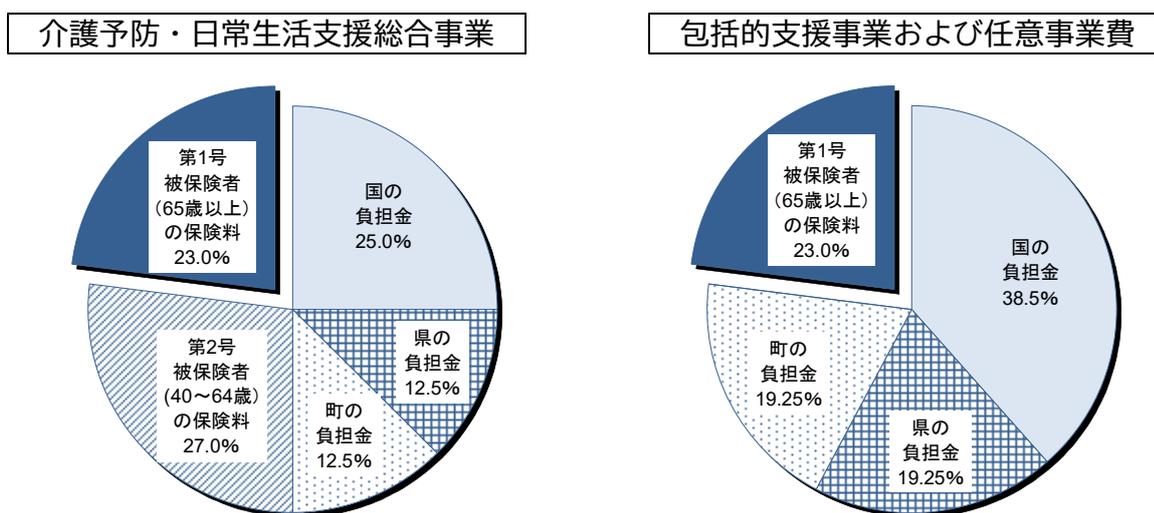
## (2) 介護保険料基準額の設定

介護給付等にかかる事業費の財源は、第1号被保険者保険料および第2号被保険者保険料、国・県・町の負担金、国の調整交付金で賄われます。第9期計画の第1号被保険者保険料の負担割合は、第8期計画同様に23%となります。

### 《標準給付費の財源構成》



### 《地域支援事業費の財源構成》



※「調整交付金」とは、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が決定します。

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの介護保険事業の給付費等の見込み額に23%を乗じ、財政調整交付金見込み差額等を加算した額が、第1号被保険者の保険料収納必要総額となります。

令和6（2024年度） ～令和8（2026年度）の 給付に必要な費用 (標準給付費+地域支援事業費)	×	第1号 被保険者の 負担分	+	調整交付金 相当額	-	調整交付金 見込額
8,517,630 (千円)		23 (%)		414,101 (千円)		157,016 (千円)
	-	準備基金取崩額	+	その他見込額 (財政安定化基金市町 村特別給付費等)	÷	保険料収納必要総額 (A)
		80,000 (千円)		1,849 (千円)		2,137,989 (千円)

介護給付費準備基金の残高から8,000万円取り崩した結果、本町の令和6年度（2024年度）から令和8（2026）年度までの保険料収納必要総額は、約21億4,000万円となります。

保険料収納必要総額 (A)	÷	予定 保険料収納率	÷	保険料賦課総額 (B)
2,137,989 (千円)		98.5 (%)		2,170,547 (千円)

保険料賦課総額 (B)	÷	3年間の第1号被 保険者人数 (所得段階別加入 割合補正後)	÷	12カ月	÷	基準月額保険料 ※100円未満切捨
2,170,547 (千円)		28,631 (人)				6,300 (円)

保険料収納必要総額を予定保険料収納率、第1号被保険者人数（所得段階別加入割合補正後）で除したものが年間の介護保険料基準額となり、12で除したものが月額の介護保険料基準額となります。

この結果、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間の第1号被保険者の保険料の基準額は、月額6,300円とし、第8期計画と同額とします。

### (3) 所得段階別の第1号被保険者保険料

第1号被保険者の保険料については、所得に応じて保険料が段階的に設定され、低所得者を負担軽減し、高所得者を負担加増します。段階設定および保険料基準額に対する割合については、国の政省令に基づいています。

段階	所得などの条件	保険料率	年額保険料 (円)
第1段階	①生活保護受給者	×0.455 (0.285)	34,398円 (21,546円)
	②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税		
	③世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	×0.685 (0.485)	51,786円 (36,666円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	×0.690 (0.685)	52,164円 (51,786円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.800	60,480円
第5段階 【基準額】	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	×1.000	75,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.200	90,720円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.300	98,280円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.500	113,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.700	128,520円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.900	143,640円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.100	158,760円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.300	173,880円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	×2.400	181,440円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上の人	×2.500	189,000円

※第1段階から第3段階の括弧内は、公費による軽減後の乗率です。

## 第6章 計画の推進方策

### 1 情報提供体制

介護保険制度の適切な利用を促進し、介護保険事業の円滑な運営を図るため、広報紙やホームページ等の活用、出前講座等の実施などのあらゆる機会を通じて、介護保険サービスや制度改正に関するわかりやすい情報提供に努めます。

また、高齢者の相談窓口である高年介護課や地域包括支援センター、太子町社会福祉協議会の権利擁護事業などの相談窓口・支援体制について広報し、高齢者等の利用を促進します。

### 2 連携体制

高齢者福祉や生活支援は、生涯学習、まちづくり、消費生活、就労支援、防犯・防災など幅広く関係することから、これら各担当課とも連携を密接に行い、計画の推進を図ります。

また、地域福祉活動の主要な担い手である民生委員・児童委員や、住民グループ、老人クラブ、ボランティアを始め、太子町社会福祉協議会、高齢者福祉施設、保健医療関係など、高齢者を取り巻く地域組織との連携を密接に行い、地域ぐるみの福祉活動を展開します。

### 3 計画の進行管理

PDC Aサイクルによって効果的・効率的に施策・事業を推進するため、「見える化」システムなどを用いた地域分析を行うとともに、「保健福祉審議会」において、本計画において設定した目標の達成状況の点検や評価を行い、その結果を公表します。

また、法制度の改正などに伴い、計画内容に変更すべき点が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

